

JCAN 証明書利用規約

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム

第1条（規約の適用）

本「JCAN 証明書利用規約」（以下「本規約」といいます）は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の審査を受けた GMO グローバルサイン株式会社が運営する JCAN 認証局が提供する「JCAN 証明書」の利用を株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム（以下「当社」といいます）に申し込み、当社から電子証明書の発行を受ける者（以下「利用者」といいます）が守るべき事項（義務）を定めたものです。

2 本規約は、当社に申し込んだことにより発行される JCAN 証明書（以下「本サービス」といいます）にのみ適用されます。

第2条（利用者の資格）

利用者は、当社が別途定める「CECTRUST-Light サービス利用規約」に基づき CECTRUST-Light 電子契約サービス利用の契約（以下「電子契約利用契約」といいます）を当社との間で事前に締結した法人の権限者に限ることとします。

第3条（電子証明書取扱業務について）

当社は JIPDEC の提供する JIPDEC トラステッド・サービス登録（電子証明書取扱業務）の審査を受け認定されています。

2 当社はJCANリポジトリ (<https://jp.globalsign.com/repository/>) 内JCAN証明書ポリシーの下、JCAN 証明書に転載される申し込み書類の該当欄（OrganizationUnitName2、CommonName）を含め審査を実施し、その結果により証明書発行、失効の可否判断、実行を行います。

3 当社が行う電子証明書取扱業務（以下「当業務」といいます）は、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第3項に規定される特定認証業務には該当しません。

第4条（電子証明書の利用範囲）

本サービスは CECTRUST-Light 電子契約サービスでのみ利用出来るものとします。

第5条（利用者の義務）

JCAN 証明書ポリシーに記載の諸条件を承諾する必要があります。

本サービスに該当する諸条件を以下に記載します。

（1）本サービス申し込みに際し、当業務（発行/失効、監査/認定/訴訟対応）による

個人情報の利用/開示について及び、検証者（業務、検証対応）による証明書に記載された個人情報の利用/開示を行うことに同意する。

- （２）当業務により PKCS#12 形式証明書及び PIN をバックアップすることに同意する。
- （３）JCAN 認証局もしくは当業務により利用者へ発行済の JCAN 証明書を失効する必要があると判断した際には、これを行うことを認める。
- （４）記載事項（申請内容アルファベット部分）が変更になった際は速やかに当社へ報告を行う。
- （５）証明書へのアクセス可能な情報（送付した PIN 等）が漏洩してしまったことが懸念される事態が発生した際は速やかに当社へ報告する。
- （６）失効等により JCAN 証明書が有効でなくなった場合、使用をやめること。

第 6 条（個人情報）

個人情報の利用目的

本サービスは、個人情報を審査時に利用する等、本サービスの提供のためにのみ使用します。

2 利用目的による制限

本サービスは、前項の目的以外に、利用者本人に通知し、又は公表することをせずに個人情報を利用しないものとします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- （１）利用目的を利用者本人に通知し、又は公表することにより利用者本人又は第三者の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （２）利用目的を利用者本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- （３）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を利用者本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

以上

改定履歴

Version	改定内容	日付
1.0	新規制定	181201
2.0	JCAN 認証局運営会社変更による修正	211001
3.0	第 3 条 JIPDEC トラステッド・サービス登録に名称変更	250120